

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第877号 平成27年2月9日

オランウータンにも人権？

昨年の暮れ（平成26年12月）、アルゼンチンの裁判所が大変興味深い判決を出しました。

その判決内容というのは、首都ブエノスアイレスの動物園で20年前から飼育されて来たオランウータンの「サンドラ」について、動物園から解放するよう命じたもので、オランウータンにも人権を認めるものとして注目を集めています。

報道では、「動物を物として扱って来た従来の判例を覆す判断」だとする一方、この判決が確定すれば動物園やサーカスでの動物の扱いに広く議論が及ぶ可能性がある」と指摘しています（平成26年12月24日付朝日新聞から）。

今回、裁判の当事者となった「サンドラ」は、1986年（昭和61年）にドイツの動物園で生まれ、1994年（平成6年）にアルゼンチンに移され、以来20年にわたりブエノスアイレスの動物園で暮らして来ました。

こうした中、動物保護団体が「サンドラ」はずっと不当な監禁生活を強いられて来たとして、他の仲間と適切な環境で暮らせるよう裁判所に訴えていたものです。

この訴えに対して、裁判所は「動物であっても、類人猿のオランウータンには基本的な権利は認められるべきだ」と指摘、3人の裁判官が全員一致で「オランウータンでも法的には人間と同等の権利があり、自由を享受できる」と結論づけています（平成26年12月24日付朝日新聞から）。

今回の判決は、オランウータンを動物としてではなく、人間に見立て、基本的な権利を認めたという点で画期的といえます。ただ私は、判決文そのものを直接見ている訳ではありませんので、論評は差し控えるべきではありますが、多少の疑問を禁じ得ませんので、その点について整理してみたいと思います。

疑問の1点目は、人ではないオランウータンに人と同じような権利を認める事の是非です。

オランウータンは、類人猿の一種であり、ゴリラやチンパンジー等もこれに当たります。これらの類人猿は、森林伐採による生息地の減少や密猟等によって絶滅の危機に瀕しているといわれており、その保護は国際的な緊急課題となっています。

そういう意味からすれば、オランウータンを守りたいという動物愛護団体の気持ちは理解出来ます。ただ、オランウータンは如何に人類に近い動物ではあっても人ではありませんので、保護はすべきですが人権まで認めるというのは行き過ぎではないでしょうか。

疑問の2点目は、オランウータンは「不当な監禁生活を強いられてきた」というのですが、檻等で隔離すれば動物たちの自由を奪い「不当な監禁生活を強いる」という事になれば、オランウータンだけの問題ではないはずで、動物園は成り立たなくなるのではないのでしょうか。

オランウータン以外の動物であってもその飼育のされ方によっては虐待という問題が生じるはずで、動物愛護という観点に立てば、動物園はどのような動物であろうと快適な環境で生活し得るように配慮しなければなりません。仮に、そうした配慮が出来ないという事になれば、そのような動物園はその名に値しないだけでなく、飼育されている動物を他の動物園に移す等の対策が必要になって来るでしょう。

「サンドラ」が日々どのような生活をして来たのかは分かりませんが、檻の中で単独で20年間も生活して来たとするれば、私もそれは可哀想だと感じます。一方、旭山動物園のオランウータンは実に生き生きとしていて、「サンドラ」とは違うように感じます。アルゼンチンの裁判所は、旭山動物園のオランウータンを見ても、今回と同様の判断を示すのでしょうか。

疑問の3点目は、「サンドラ」は檻の中での生活を強いられて来た事は事実ですが、しかしそれは、見方を変えれば動物園で保護されて来たともいえるのではないかという事です。

「サンドラ」はドイツの動物園で生まれています。その「サンドラ」にとって、自然の森は果たして「他の仲間と適切な環境で暮らせる場所」といえるのでしょうか。

人間の手によって飼育されて来た「サンドラ」には、自然の森に帰ったとしても、天敵から身を守り、餌を確保し、仲間との社会を作る事は容易ではないと思われます。むしろ、野生の生活に戻る事は、「サンドラ」にとっては死を意味する事になるかも知れません。

いずれにせよ、アルゼンチンの裁判所は私達に、動物と人間の関わりの方、特に、動物園の在り方について、一つの問題提起をした事だけは確かだと思います。

(塾頭：吉田 洋一)